長久手市立東小学校PTA規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、「長久手市立東小学校PTA」と称し、事務局を長久手市立 東小学校におく。
- 第2条 本会は、会員相互の協力により、家庭・学校・社会教育の充実を図る とともに、児童の幸福と健全な育成を図ることを目的とする。
- 第3条 本会の会員は、東小学校の保護者及び教職員とする。

第2章 事 業

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1 家庭と学校の密接な連絡を図る事業
 - 2 児童の福祉増進と生活環境の改善を図る事業
 - 3 教育諸施設の充実と改善に努める事業
 - 4 会員相互の研修と親睦に務める事業
 - 5 その他、本会に必要な事業

第3章 組織

第5条 本会に、次の組織をおく。

- 1 総 会
- 2 評議員会 3 理事会

- 4 専門部会 5 学年委員会

第6条 総 会

- 1 総会は、全会員で構成し、この会の最高決議機関とする。
- 2 総会は、年1回以上開催し、予算・決算・規約の改廃・役員の承認・ 会の活動方針などを決定する。
- 第7条 評議員会は、総会につぐ決議機関で評議員及び役員をもって構成し、 次のことを行う。
 - 1 本会の運営並びに活動方針の審議
 - 2 総会へ提案する議題の審議並びに決定
 - 3 各部・委員会の活動計画の審議並びに連絡調整
 - 4 役員の補充並びに地区委員・学年委員定数の決定
 - 5 その他重要事項の処理
- 理事会は、理事以上の役員をもって構成し、会の執行について、次の 第8条 事業を行う。
 - 1 総会・評議員会の決議事項の執行処理
 - 2 各種原案の作成および企画
 - 3 その他、緊急事項の処理
- 第9条 専門部は、理事会の決議により、設置し、評議員(理事)はいずれかに 所属する。
- 第10条 学年委員会は、学年委員長及び学年委員をもって構成する。

- 第11条 総会・評議員会・理事会は会長が、専門部会は当該部長が、学年委員 会は学年委員長が招集する。
- 第12条 議事は、出席者の過半数をもって決め、可否同数の場合は、議長の決済による。

第4章 役 員・評議員(理事)

第13条 本会の役員・評議員(理事)および任務は、次のとおりとする。

(役員)

- 1 会 長 1 名 本会の代表となり、一切の業務を統理し、 会議の議長となる。
- 2 副 会 長 2 名 会長を補佐し、会長に事故あるときは、そ の業務を代行する。
- 3 書 記 1 名 会の庶務を司る。
- 4 事務局長 1 名(本校教頭)

会の庶務を司り、外部機関および本校教職 員との窓口を務める。

(理事)

- 5 会 計 2 名(うち1名は本校教職員) 会の会計を司る。
- 6 理 事 若干名 理事会を構成し、第9条の事業を遂行する とともに、会計・専門部長(副部長)を兼務する。

(評議員)

- 7 評議員 若干名 評議員会を構成し、本会事業の推進を図る。
- 8 会計監査 2 名 会の会計事務を監査する。
- 第14条 役員・評議員(理事)の選出は、次のように行う。
 - 1 会長・副会長は、地区ブロック毎に評議員中より互選された各3名以内と現会長・校長をもって役員選考委員会を構成し、会員中より、選出し、総会の承認を受ける。
 - 2 書記は、次期母親代表として会員より、会計は理事より、会計監査は 評議員より、学年委員長は役員より、それぞれ会長が委嘱する。
 - 3 評議員は、各地区・各学年の会員から互選されたものおよび教職員若 干名とする。
 - 4 理事は、各地区評議員(地区委員)より、互選された3名、並びに各学 年評議員(学年委員)より互選された6名および教職員若干名とする。
- 第15条 学校長は、全ての会に出席し、意見を述べることができる。
- 第16条 役員・評議員(理事)の任期は、1か年とし重任を妨げない。役員・評議員(理事)に欠員が生じた場合は、補充しその任期は前任者の残任期間とする。
- 第17条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、理事会で推薦されたものと する。顧問は、会長の諮問に応ずる。

第5章 会 計

第18条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第19条 会費は、年額2,400円とする。 ただし、第2子以降は、年額1,200円とする。

第20条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 細 則

第21条 本会の運営に関しての必要な細則は、この規定に反しない限りにおいて、評議員会の議決を経て定める。(ただし、制度・改廃した場合は、 次期総会に報告しなければならない。)

附則

- 1 地区ブロックは、上郷・岩作地区とし、理事は、上郷地区3名・岩作地区1名とする。
- 2 本規約は、昭和56年4月28日から効力を発する。

附則

1 本規約は、昭和60年4月26日から効力を発する。(一部改正)

附則

- 1 第14号2 (書記の選出に関する事項)・第19号(会費に関する事項)
- 2 本規約は、昭和60年4月26日から効力を発する。

附則

1 本規約は、平成24年4月20日から効力を発する。(市制施行に伴う校名変更)

附則

- 1 地区ブロックは、上郷・岩作地区とし、理事は、上郷2名、岩作地区1名とする。
- 2 本規約は、平成27年4月24日から効力を発する。(理事に関する事項)

平成31年度 PTA活動方針

目 標

「 愛と知で 子どもたちの未来に 夢と希望を」

一 共に学び 共に育ち 共に<u>考動</u>するPTA-〈考えて動く〉

活動方針

- 1 家庭教育力の強化を図る。
 - 子どもと共に語り共に学び、保護者としての自覚を高めるとともに、 自らの責任を果たし家庭教育の充実を図る。
 - 家庭の果たすべき役割を見つめ直し、食生活をはじめとする基本的な 生活習慣を身に付けさせるとともに、家庭で守るべきルール作りに取り 組む。
 - 子どもとのふれあいをよりいっそう深め、心のよりどころとなる 家庭環境をつくる。

2 学校支援を積極的に進める。

- 学校教育への理解を深め、学校教育活動への積極的な支援と参加を促進する。
- 保護者と教師が共に手を携えて<u>考動</u>し、子どもたちの健やかな成長を 支える。◇考えて 動ぐ〉

3 地域社会との緊密な連携を築く。

- 地域との緊密な連携と融合をもとに、地域ぐるみの活動を積極的に推 進する。
- 子どもたちにとって、安全・安心な社会を、地域と共に築く。
- 地域との緊密な連携により、子どもたちが豊かな体験活動ができる地 域環境を整える。

サークル・ボランティア紹介

☆ マルチスポーツ部〈サークル〉

- 活動日:毎週金曜日 PM7:00~9:00頃まで 東小学校体育館で活動しています。
- マルチスポーツ??と思われると思いますが、 やりたいスポーツを「親子で楽しむ!」 それがモットーです。見学者も大歓迎です。 バドミントンやバスケットなど一緒に楽しんでみませんか?! (ソフトボールも継続して続けています)



代表 加藤 華麗

☆ 図書ボランティア 『愛称:ママぼん』

- 図書室で、本の修繕や整理、読み聞かせの打合せ ママぼん便り(お勧め本やクイズ、季節の小話など) の発行、クイズの景品作り、図書室の飾りなど
- 読み聞かせ(朝読み)は、各学期に1回を予定 (8:30~8:45)



ママぼんキャラクター

毎回、子どもたちは楽しみに待っています。子どもたちのイキイキした目に、私たちの方が嬉しくなりますよ。

代表 牧野 陽子

☆ おやじの会



- 会員(対象)は、保護者の父親『全員』です。

日頃は、なかなかPTA活動に参加できない 父親の皆さんにも参加いただけるように学校行事などに活動内容により必要なときに皆さんに声をかけていきます。

(運動会や催しものなどにドンドン参加してください よ)

代表 日置 桂敬